

各 田 辺 市 指 定  
指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 管 理 者 様

田 辺 市 保 健 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて(第12報、第13報)」による通所介護費等  
の運用に係る留意点について

平素は、介護保険制度にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の防止に向け、平素よりご尽力をいただいておりますこと  
感謝申し上げます。

さて、令和2年6月1日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介  
護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(以下「第12報」と  
いう。)、令和2年6月15日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」(以下「第13報」  
という。)により、通所介護費等において、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分  
の2区分上位までの報酬区分を算定する取扱い(以下「2区分上位算定」という。)が可能で  
ある旨示されていますが、その運用にあたり指定居宅介護支援事業所として、下記について  
十分留意の上対応していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 2区分上位算定について

第12報の本文において、要件として「介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前  
の同意が得られた場合」と示され、別紙Ⅲ 留意事項においても、必ず介護支援専門員と  
連携することとされており、また、第13報「問3(答)②」においても利用者への説明  
にあたっては、2区分上位算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他サー  
ビスの給付状況を確認しておくこととされています。

したがって、当該利用者の担当介護支援専門員及び居宅介護支援事業所に事前に相談  
や連絡もなく2区分上位算定を行うことを通知するなど、居宅介護支援事業所との連携  
が図れていない場合、2区分上位算定はできません。

##### 2. 利用者への事前の同意について

同意にあたっては、利用者に対し2区分上位算定を行う事業所と介護支援専門員が連  
携した上での取扱いであることの説明が必要です。説明していない場合、2区分上位算定  
はできません。

##### 3. 通所介護計画等の確認の徹底について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日号外厚  
生省令第38号)第13条12号及び解釈通知において、介護支援専門員は個別サービス計  
画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認  
することとされています。通所介護計画等の確認の徹底に留意してください。